70歳まで働ける企業

高年齢者雇用安定助成金

高年齢者労働移動支援コース

制度ご案内　平成26年4月

高年齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、
定年を控えた高年齢者等で、その知識や経験を活かすことができる
他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所または
職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく
雇い入れる事業主に対し、助成金を支給します。

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers
http://www.jeed.or.jp/

高年齢者労働移動支援コースの手続きの流れ

A会社

定年退職予定者等
（他社での雇用希望）

定年退職予定者等の失業なき労働移動

・公共職業安定所の紹介による再就職
・民間の職業紹介事業者（※１）の紹介による再就職

B会社

※Ａ会社と密接な関係にない事業主

※65歳までの雇用確保措置を講じている事業主

対象高年齢者を公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により受け入れた場合、受け入れた事業主に対して助成金を支給

対象者１人につき　70 万円　（短時間労働者　40 万円）

1　支給対象となる事業主

高年齢者雇用安定助成金　高年齢者労働移動支援コース（以下「助成金」といいます。）は、次のいずれにも該当する事業主に対して支給します。

❶　雇用保険適用事業所の事業主であること。

❷　65歳未満の雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下「被保険者」という。）を、次の㋐から㋒のいずれにも該当する条件により雇い入れた事業主であること。

㋐　当該被保険者を雇用していた他の事業主（以下「移籍元事業主」という。）が定める定年に当該被保険者が達する日から起算して1年前の日から当該定年に達する日までの間または定年に達した日から改正前継続雇用制度（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項に規定する制度をいう。）の対象となる高年齢者に係る基準に該当しないことにより離職する日までの間に労働契約（採用内定を含む。）を締結すること（定年退職後採用日まで一定程度期間が空いても差し支えありません）。

㋑　当該被保険者を公共職業安定所または職業紹介事業者（※1）の紹介により雇い入れること。

㋒　当該被保険者を65歳以上まで雇用する見込みがあること。

❸　資本金、資金、人事、取引等からみて、移籍元事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

❹　当該被保険者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を事業主の都合で解雇(勧奨退職等を含む。)していないこと。

❺　当該被保険者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間に、当該事業所において、特定受給資格者（※2）となる離職理由によりその雇用する被保険者を被保険者数の6%を超えて離職させていないこと（その離職者が3人以下である場合を除く。）。

❻　当該被保険者の雇入れの日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢法第8条および第9条（※3）を遵守している事業主であること。

（※1）　「職業紹介事業者」とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者をいいます。

（※2）　「特定受給資格者」とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者をいいます。

（※3）　「高齢法第8条および第9条」とは、60歳以上の定年を定めていることおよび65歳以上の定年か継続雇用制度（継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている場合も認められます。）を定めていることをいいます。

<注意>次のいずれかに該当する事業主は支給対象とはなりません。

❶　公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介以前に、当該被保険者との間に雇用の内定（予約）があったこと。

❷　当該被保険者が、その雇入れの日の前日から過去3年間に、当該事業所において職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受けたことがあること。

❸　当該被保険者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により、当該事業所で就労したことがあること。

❹　公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れ、当該被保険者から異なる旨の申し出があったこと。

❺　当該被保険者に対して支払われるべき支給対象期中の賃金が、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払われていないこと。

❻　当該被保険者が定年退職等後採用日までの間に失業等給付を受給していること。

❼　当該被保険者を、事業主の都合により雇入れの日から起算して6か月を経過する日の前日までの間に雇用しなくなったこと。

2 支給額

対象被保険者の雇入れ1人につき70万円を支給します。

ただし、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。）を雇い入れる場合は1人につき40万円となります。

また、当該被保険者を、当該被保険者の都合により雇入れの日から起算して6か月を経過する日の前日までに雇用しなくなった場合は、上記支給額に、当該雇入れの日から離職日までの期間の日数を、当該雇入れの日から起算して6か月間の日数で除した割合を乗じた額となります。

3 助成金の返還

助成金の支給を受けた事業主が、当該被保険者の雇入れの日の翌日から起算して1年以内に、事業主の都合により当該被保険者を雇用しなくなった場合（天災等の理由により事業の継続が不可能となった場合を除く。）は、支給した助成金の全額を返還していただきます。

4 支給申請の手続き

助成金の支給を受けようとする事業主は、助成の対象となる労働者を雇入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から2か月以内に、高年齢者雇用安定助成金（高年齢者労働移動支援コース）支給申請書に必要書類を添えて、都道府県の高齢・障害者雇用支援センターを経由して独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）に提出してください。

高年齢者雇用安定助成金（高年齢者労働移動支援コース）の申請から支給までの流れ図

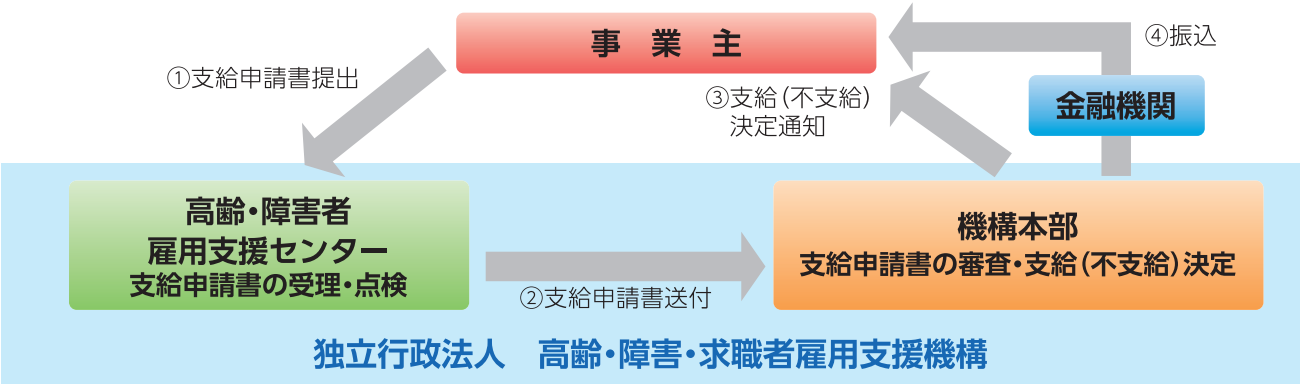

5 他の助成金との併給の制限

この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由等により、他の助成金や補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。詳しくは都道府県の高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

6 助成金を受給できない事業主

次のいずれかの要件に該当する事業主に対しては、助成金は支給しません。

❶ 不正受給をしてから３年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
※不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない給付金の支給を受け、または受けようとすることをいいます。

❷ 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主

❸ 支給申請日の前日から過去１年間に、労働関係法令の違反を行った事業主

❹ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
※これらの営業を行っていても、接待業務等に従事しない労働者の雇い入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。

❺ 暴力団と関わりのある事業主

❻ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主

❼ 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

ご利用に当たっての注意事項

❶ 助成金の申請に関して、調査または報告を求める場合があります。求められた書類等が機構の定める期限までに提示または提出されない場合には、助成金は支給しません。

❷ 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められることがあります。

❸ 不正受給を行った事業主は、当機構ホームページで公表します。公表の内容は以下のとおりです。
・事業主の名称、代表者氏名
・事業所の名称、所在地、概要
・不正受給の金額、内容
手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。

❹ 機構に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから５年間保存しなければなりません。

❺ 助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

問い合わせ先

●この助成金の詳細については、下記の高齢・障害者雇用支援センター（注）へお問い合わせください。
（注）高齢・障害者雇用支援センターは、当機構地域障害者職業センターの雇用支援課（東京、大阪は窓口サービス課）の通称です。

名　称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道高齢・障害者雇用支援センター	〒060-0004	札幌市中央区北4条西4-1 札幌国際ビル4階	011-200-6685
青森高齢・障害者雇用支援センター	〒030-0822	青森市中央3-20-2　青森職業訓練支援センター内	017-721-2125
岩手高齢・障害者雇用支援センター	〒020-0024	盛岡市菜園1-12-10　日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081
宮城高齢・障害者雇用支援センター	〒980-0021	仙台市青葉区中央3-2-1　青葉通プラザ13階	022-713-6121
秋田高齢・障害者雇用支援センター	〒010-0951	秋田市山王3-1-7　東カンビル3階	018-883-3610
山形高齢・障害者雇用支援センター	〒990-0039	山形市香澄町2-2-31　カーニープレイス山形3階	023-674-9567
福島高齢・障害者雇用支援センター	〒960-8054	福島市三河北町7-14　福島職業訓練支援センター内	024-526-1510
茨城高齢・障害者雇用支援センター	〒310-0803	水戸市城南1-1-6　サザン水戸ビル7階	029-300-1215
栃木高齢・障害者雇用支援センター	〒320-0811	宇都宮市大通2-1-5　明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-610-0655
群馬高齢・障害者雇用支援センター	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-287-1511
埼玉高齢・障害者雇用支援センター	〒330-0074	さいたま市浦和区北浦和4-5-5　北浦和大栄ビル5階	048-814-3522
千葉高齢・障害者雇用支援センター	〒261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2901
東京高齢・障害者雇用支援センター	〒130-0022	墨田区江東橋2-19-12　ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川高齢・障害者雇用支援センター	〒231-0003	横浜市中区北仲通4-40　商工中金横浜ビル5階	045-640-3046
新潟高齢・障害者雇用支援センター	〒951-8061	新潟市中央区西堀通6-866　NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山高齢・障害者雇用支援センター	〒930-0004	富山市桜橋通り1-18　北日本桜橋ビル7階	076-471-7770
石川高齢・障害者雇用支援センター	〒920-0856	金沢市昭和町16-1　ヴィサージュ1階	076-255-6001
福井高齢・障害者雇用支援センター	〒910-0005	福井市大手2-7-15　明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560
山梨高齢・障害者雇用支援センター	〒400-0031	甲府市丸の内2-7-23　鈴与甲府ビル1階	055-236-3163
長野高齢・障害者雇用支援センター	〒380-0836	長野市南県町1040-1　日本生命長野県庁前ビル6階	026-269-0366
岐阜高齢・障害者雇用支援センター	〒500-8856	岐阜市橋本町2-20　濃飛ビル5階	058-253-2723
静岡高齢・障害者雇用支援センター	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6　大同生命静岡ビル7階	054-205-3307
愛知高齢・障害者雇用支援センター	〒450-0002	名古屋市中村区名駅4-2-28　名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625
三重高齢・障害者雇用支援センター	〒514-0002	津市島崎町327-1	059-213-9255
滋賀高齢・障害者雇用支援センター	〒520-0056	大津市末広町1-1　日本生命大津ビル3階	077-526-8841
京都高齢・障害者雇用支援センター	〒600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99　四条SETビル5階	075-254-7166
大阪高齢・障害者雇用支援センター	〒541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11　クラボウアネックスビル3階	06-4705-6927
兵庫高齢・障害者雇用支援センター	〒650-0023	神戸市中央区栄町通1-2-7　大同生命神戸ビル2階	078-325-1792
奈良高齢・障害者雇用支援センター	〒630-8122	奈良市三条本町9-21　JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245
和歌山高齢・障害者雇用支援センター	〒640-8154	和歌山市六番丁24　ニッセイ和歌山ビル6階	073-499-4175
鳥取高齢・障害者雇用支援センター	〒680-0835	鳥取市東品治町102　鳥取駅前ビル3階	0857-50-1545
島根高齢・障害者雇用支援センター	〒690-0887	松江市殿町111　山陰放送・第一生命共同ビル3階	0852-60-1677
岡山高齢・障害者雇用支援センター	〒700-0907	岡山市北区下石井2-1-3　岡山第一生命ビル4階	086-801-5150
広島高齢・障害者雇用支援センター	〒730-0013	広島市中区八丁堀16-14　第2広電ビル7階	082-511-2631
山口高齢・障害者雇用支援センター	〒753-0074	山口市中央5-7-3　山口センタービル2階	083-995-2050
徳島高齢・障害者雇用支援センター	〒770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-2388
香川高齢・障害者雇用支援センター	〒761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3　香川職業訓練支援センター内	087-814-3791
愛媛高齢・障害者雇用支援センター	〒790-0006	松山市南堀端町5-8　オワセビル4階	089-986-3201
高知高齢・障害者雇用支援センター	〒780-0053	高知市駅前町5-5　大同生命高知ビル7階	088-861-2212
福岡高齢・障害者雇用支援センター	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴2-1-10　ORE福岡赤坂ビル5階	092-718-1310
佐賀高齢・障害者雇用支援センター	〒840-0816	佐賀市駅南本町5-1　住友生命佐賀ビル5階	0952-37-9117
長崎高齢・障害者雇用支援センター	〒850-0862	長崎市出島町1-14　出島朝日生命青木ビル5階	095-811-3500
熊本高齢・障害者雇用支援センター	〒860-0844	熊本市中央区水道町8-6　朝日生命熊本ビル3階	096-311-5660
大分高齢・障害者雇用支援センター	〒870-0026	大分市金池町1-1-1　大交セントラルビル3階	097-548-6691
宮崎高齢・障害者雇用支援センター	〒880-0805	宮崎市橘通東5-4-8　岩切第2ビル3階	0985-77-5177
鹿児島高齢・障害者雇用支援センター	〒892-0844	鹿児島市山之口町1-10　鹿児島中央ビル11階	099-219-2000
沖縄高齢・障害者雇用支援センター	〒900-0006	那覇市おもろまち1-3-25　沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

以下のホームページもご参照ください。
●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ　→　http://www.jeed.or.jp/
●高齢者関係の給付金については　→　http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/